

更別村農業委員会議事録

令和7年 第12回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和7年12月19日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和7年12月19日（13時30分開会、14時30分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席11名、欠席 0名、遅参 1名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	遅参	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

2番 本多委員 5番 井上委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 主任 西村 悠佑
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
- 報告第4号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調整について

議案第6号 地域計画における目標地図の素案の作成について

(7) その他

① 令和7年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について

② 令和8年第1回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 すいません、家常委員がちょっと遅れるとのことですので、他の方はお揃いですので、ただ今から令和7年第12回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員はただ今11名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 それでは皆さんお疲れ様です。大雪の除雪または専従者の年末調整等お疲れのところではありますが、今日も案件が多くなっています。今年最後ですので、是非元気を出して、よろしく願いしたいと思います。

本日は、報告事項5件、議案6件となっております。慎重審議の方よろしく願いしたいと思います。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。2番 本多委員、5番 井上委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。11月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりです。

給付関係です。内容は議案のとおりで、老齢年金裁定請求書（旧制度・新制度）、特例付加年金裁定請求書は、それぞれ受給希望の年齢到達によるものです。下から三番目の農業を営む者でなくなったことの届は、保険料の国からの補助を受ける政策支援加入の期間があり、特例付加年金の受給資格がある方が、経営の継承後から年金の裁定請求までの間に、受給する要件を満たしたことについての届け出を行うものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
（質疑等無）

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。11月定例総会の議案調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
（質疑等無）

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

(4) 報告第4号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次に進みます。報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について、それと関連がありますので、報告第4号、農地転用許可後の工事完了報告について、続けて説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について、関連がありますので、報告第4号、農地転用許可後の工事完了報告について説明致します。

農地法第4条及び第5条の規定により許可した農地転用につきまして、工事進捗状況報告及び工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

まず報告第3号、工事進捗状況報告について、内容は議案のとおりです。議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されております。2頁は利用計画図になります。

現地確認につきましては、担当委員をお願いしております。

続いて報告第4号の(1)、こちらは農地法第4条の農地転用に係る工事完了報告になります。

まず1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料3頁になりますが、工事完了報告書の写を付けております。4頁は利用計画図になります。

続いて2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料5頁になりますが、工事完了報告書の写を付けております。6頁は利用計画図になります。

続いて報告第4号の(2)、こちらは農地法第5条の農地転用に係る工事完了報告になります。

まず1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料7頁になりますが、工事完了報告書の写を付けております。

続いて2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料8頁になりますが、工事完了報告書の

写を付けております。

現地確認につきましては、(1)の2件と(2)の1件目について担当委員にお願いしております。

(2)の2件目については、大規模事業ということで担当委員の現地確認は省略しておりますが、事務局で完了していることを確認しております。

また、報告第4号(1)の1件目については、家常委員が遅れておりますが、現地確認の方は今しているという事で報告を受けているところでございます。

【議長】 それではまず報告第3号と報告第4号(1)の2件目について、現地確認いただいた井上委員の方より報告お願い致します。

【井上委員】 工事の進捗状況から完了報告まで、日にちが非常に接近しております、完了後にしか行っておりません。12月12日現地にて、格納庫が計画どおり完成していることを確認しております。

【議長】 続いて報告第4号(1)の1件目については、先ほどの事務局報告でご了承下さい。続いて報告第4号(2)の1件目について、現地確認いただいた細川委員の方より報告お願い致します。

【細川委員】 12月16日、現地にて住宅が計画どおり完成していることを確認いたしました。

【議長】 ただ今それぞれ担当委員から報告がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(5) 報告第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

11月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借12件の利用調整を行っております。

1 件目、内容は議案のとおりです。

2 件目、内容は議案のとおりです。

3 件目、内容は議案のとおりです。

4 件目、内容は議案のとおりです。

5 件目、内容は議案のとおりです。

6 件目、内容は議案のとおりです。

7 件目、内容は議案のとおりです。

8 件目、内容は議案のとおりです。

9 件目、内容は議案のとおりです。

10 件目、内容は議案のとおりです。

11 件目、内容は議案のとおりです。

12 件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、まず1件目から4件目までの利用調整委員長を務められました瀬田川委員より報告お願い致します。

【瀬田川委員】 11月21日に利用調整委員会を行いまして、1件目について、私と井上委員、高橋秀範委員、藤澤委員で行いました。続いて2件目から4件目に関しまして、私と井上委員、藤澤委員、家常委員の4名で利用調整を行いました。いずれも書類にての利用調整という事で、特に問題なく調整が滞りなく終わりました。

【議長】 続いて、5件目から12件目までの利用調整委員長を務められました家常委員が遅刻中なので、利用調整委員として出られた早坂委員より報告お願い致します。

【早坂委員】 12月2日に利用調整委員会を、私と家常委員と細川委員と高橋秀範委員で行いまして、いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありました。ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(6) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。
今回1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。9頁に願出地の図面を付けております。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員を含む3名の委員をお願いをしております。

なお、高橋英樹委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議長】 ただ今説明がありました。地区担当の高橋秀範委員の方より報告をお願い致します。

【高橋秀範委員】 12月12日に前日雪が降った状況でしたが現地を確認してきました。現地は以前から耕作できていない何も使用していないところであり、現況畑としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、細川委員、井上委員とも意見が一致しております。

(高橋英樹委員退室)

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
　　(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(高橋英樹委員入室)

(7) 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それでは次に進みます。議案第2号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局】 議案第2号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

こちらは後継者への経営継承のため、現在の経営主名義の賃貸借を解約するものです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

解約後は改めて農地法3条の許可申請が出されております。

【議長】 合意解約の説明がありました。この件について何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
　　(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
　　(「はい」の声)

【議長】 それでは確認するものと致します。

(8) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。

利用権設定等7件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、1件目は境界の整理による贈与、2件目から6件目は来年からの後継者への経営継承に係る使用貸借、7件目は経営継承に伴う賃貸借の名義変更となっており、このうち2件目から6件目までは、所有しているすべての農地を相手方に処分するものですので、図面の添付を省略させていただきます。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。10頁に図面、11頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、12頁左の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、14頁の「法令の遵守の状況等」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。15頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って3件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。20頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って4件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。24頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って5件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。28頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って6件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。32 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 7 件目、こちらは経営継承に伴う賃貸借の名義変更ということで、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。37 頁に凶面、38 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員にお願いをしております。

なお、斗澤会長につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議長】 それでは現地確認の報告をしていただきたいと思います。1 件目について、井上委員お願い致します。

【井上委員】 12 月 12 日に現地に赴きまして、畑として活用されていることを確認してまいりました。

【議長】 次に、2 件目について、まず細川委員お願い致します。

【細川委員】 12 月 11 日に現地に赴きまして、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 続いて、藤澤委員お願い致します。

【藤澤委員】 12 月 10 日現地にて、畑として利用されていることを確認いたしました。

【議長】 次に、3 件目について、まず細川委員お願い致します。

【細川委員】 12 月 11 日に現地に赴きまして、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 続いて、瀬田川委員お願い致します。

【瀬田川委員】 12 月 11 日に現地に赴きまして、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 次に、4件目について、田中委員お願い致します。

【田中委員】 12月10日に現地へ赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 次に、5件目について、まず田中委員お願い致します。

【田中委員】 12月10日に現地へ赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、早坂委員お願い致します。

【早坂委員】 12月14日に現地へ赴き、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 次に、6件目について、まず日光委員お願い致します。

【日光委員】 12月10日に現地にて、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 続いて、藤澤委員お願い致します。

【藤澤委員】 12月10日に現地へ赴き、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 次に、7件目について、早坂委員お願い致します。

【早坂委員】 12月14日午前中に現地へ赴きまして、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 それでは、しばらく時間を取りますので、議案及び資料の内容の確認をお願いいたします。その後でご審議いただきたいと思います。
(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか、確認していただけたでしょうか？

(斗澤会長退室)

【議長代理】 それでは、この場で失礼致します。1件目について、ご意見ご質問があればお願いします。
(質疑等無)

【議長代理】 特になければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長代理】 それでは許可するものと致します。

(斗澤会長入室)

【議長】 続いて、2件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、3件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、4件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、5件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、6件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、7件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(9) 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等 16 件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 1 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 1 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 3 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 2 件目から 4 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 4 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 2 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 5 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 3 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 6 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 4 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 7 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 5 件目から 11 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 8 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 5 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 9 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 6 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 10 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 7 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 11 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 8 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 12 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 9 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 13 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 10 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 14 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 11 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 15 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 12 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 16 件目、内容は議案のとおりで、報告第 5 号の 12 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第 18 条第 5 項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、家常委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

(家常委員退室)

【議長】 ただ今説明がありました。まず賃貸借 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて賃貸借2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
します。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

(家常委員入室)

【議 長】 続いて賃貸借3件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
します。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて賃貸借4件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
します。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて賃貸借5件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
します。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借 6 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借 7 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借 8 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借 9 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借 10 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて賃貸借 11 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願

いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて賃貸借 12 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて賃貸借 13 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて賃貸借 14 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて賃貸借 15 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて賃貸借 16 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは要請するものと致します。

(10) 議案第 5 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について説明致します。

北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第 3 の 7 に基づき、あっせん譲受等候補者名簿を次の頁からのとおり調製してよろしいか審議をお願い致します。

こちらは前回の定例総会で事前に名簿の案を配布しそれぞれご確認いただいております、一部修正を行ったほか、本定例総会の議案の中で許可・決定等したもののうち反映できるものを修正しております。

なお、議案につけている名簿は文字が小さいため、担当地区ごとに拡大した名簿を別に配布しておりますのでご活用ください。

【議長】 これは前回の定例会のときにそれぞれ担当委員に確認をいただいているところではありますが、この記載につきまして、何か今の段階で誤り等あれば報告お願いしたいのと、その他に何かご意見があればお伺い致します。
この候補者名簿について、何かありますか？
（質疑等無）

【議長】 特に無ければ、この名簿のとおり決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

(11) 議案第 6 号 地域計画における目標地図の素案の作成について

【議長】 次、議案第 6 号、地域計画における目標地図の素案の作成について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 6 号、地域計画における目標地図の素案の作成について説明致し

ます。

地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた、地域計画を市町村が策定するにあたって、10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図の素案を農業委員会が作成するとされているところです。

地域計画は昨年度に策定しまして、必要に応じて随時変更の手続きを行っていますが、それとは別に、全体の見直しを年1回行うこととされております。そのための目標地図の素案を作成しましたので、審議願います。

なお、目標地図の考え方ですが、北海道、とりわけ十勝管内は担い手への農地の集積率が高いということで、現在の耕作状況をもって10年後の目標地図としています。

また、目標地図に位置付けられた農用地等については、農業に係る様々な事業と関連づけられることになっているため、現在の認定農業者にとどまらず、幅広く農業を担う者が利用する農用地を集計して、農地に係る事業の円滑な実施を図ることとしています。

議案の地図は10月末時点のデータを元に作成しているため、その後の異動は反映されていませんが、内容の見直しを毎年行う予定となっています。

【議 長】 ただ今説明がありました、この件につきまして何かご意見ご質問等ありますか？

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で素案とすることとしてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それではこの内容で素案とすることと致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和7年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について

【議 長】 それではその他に移ります。1番目、令和7年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について、説明お願い致します。

※資料42頁について、事務局より説明。例年通り1人1,000円とする。

(2) 令和8年 第1回農業委員会定例総会について

※第1回定例総会は、1月20日（火）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは最後の定例総会ご協力ありがとうございました。